知立市からのお知らせ

### 児童クラブの利用申込み 令和8年度

問 子ども課 児童家庭係(☎95-0120)

保護者の就労等により、放課後留守家庭となる児童を対象に、授業が終了した放課後に、生活の場を提供して います。 開所時間は、下校時~19時(学校休業日の期間、土曜日および学校代休日は、7時30分~19時)です。 利用区分は、①通年利用、②学校休業日の期間中に限り利用があります。

令和8年4月~令和9年3月(途中入所含む)の利用を希望する人(新1年生から新6年生)は、現在の利用の有無、 利用区分にかかわらず、受付期間内に申請してください。市内の小学校に入学予定(転校予定)の人も申請できます。 申請する際には、便利なオンライン申請をご利用ください。入力の仕方が分からない人や、オンライン申請の環境 がない人は、書類受付を行います。

なお、児童クラブは、放課後子ども教室とは別の事業であり、利用料がかかります。また、各小学校では、児童 クラブについての利用案内は行っていません。

# ○利用案内•申込書類公開、配布

時 11月4日(火)から

所 子ども課、市内各児童クラブ・児童センター (開所時間のみ) ※市ホームページで利用案内、オンライン申請のURL、申請書を公開します。

## ○電子申請受付期間

### ○紙申請受付期間

時 11月10日(月)~12月12日(金)

時 12月1日(月)~26日(金)

※紙申請受付を希望する人は、利用案内で受付場所、時間をご確認ください。

※受付期間終了後は、令和7年度中の来年度利用申込受付は行いません。

令和8年4月1日以降に、令和8年5月1日以降からの利用に係る随時申込受付を行います。

申込みには利用要件を証明する書類(就労証明書、診断書等)が必要です。 証明書類等の取得に時間がかかる場合は、事前にご準備ください。 ※証明書類は、提出日から3か月以内の証明日に限り有効。



▲市ホームページ (11月4日(火)公開)

